

令和7年度 レジオネラ症防止対策講習会

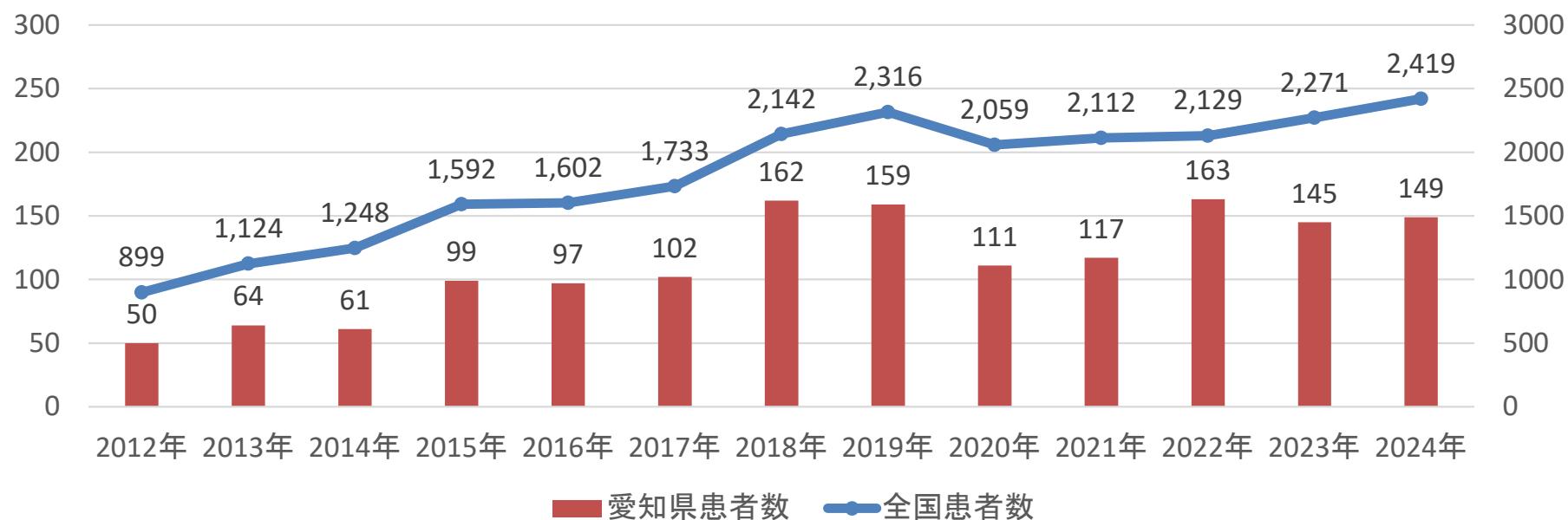
愛知県春日井保健所
生活環境安全課
環境指導・広域機動グループ

目次

- I レジオネラ症の特徴
- II レジオネラ症の発生事例
- III 令和5年度以降の監視結果
- IV 入浴設備における衛生管理の方法
- V 公衆浴場法及び旅館業法の一部
改正について
- VI 受講後アンケートの回答

レジオネラ症患者数の推移

全国及び愛知県のレジオネラ症患者数推移(2012年～2024年)



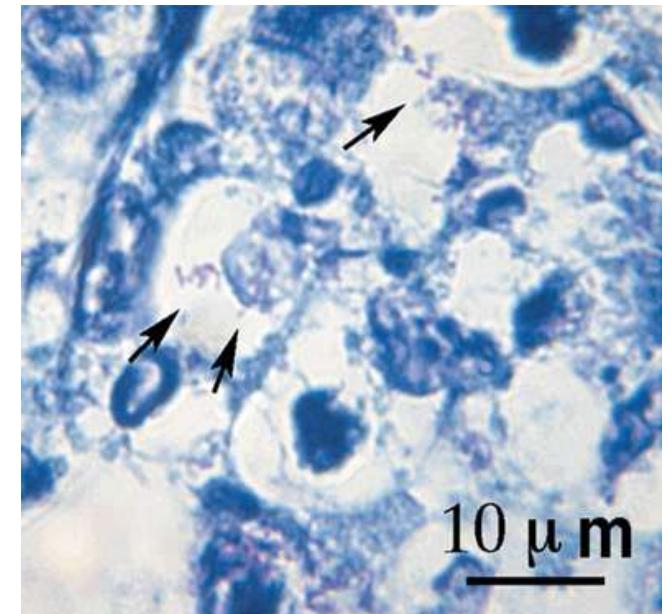
I レジオネラ症の特徴

土の中、河川、湖沼など自然界に広く生息しているレジオネラ属菌という細菌による感染症の1つ。
ヒト-ヒト感染はない。

- 病型:
 - 肺炎型…在郷軍人病(レジオネラ肺炎)
 - 非肺炎型…ポンティック熱
- 潜伏期間:
 - レジオネラ肺炎 2~10日
 - ポンティック熱 1~2日

肺切片のヒメネス染色像
国立感染症研究所「レジオネラ症とは」

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/botulinum/392-encyclopedia/530-legionella.html>)



レジオネラ症の感染源となりうる人工環境

- クーリングタワー(冷却塔)
- 循環式浴槽
- 温泉、プールなど
- 加湿器、ネブライザー、クーラーなど
- シャワーヘッド
- 噴水などの水系用水
- 製氷機
- スプリンクラー、水まき器など
- 研磨機(歯科・石加工など)
- 自動車洗車機
- ミスト発生機(植物栽培・娯楽用など)
- 腐葉土など

レジオネラ属菌の主な感染経路

水系感染の例・・・

- ・レジオネラ感染症は菌を内包した直径5~10μmの微小水滴を吸入することによって感染する。
- ・菌を含む水が振動を加えられたり、ジェット噴流などでかき回されたりすることによって菌を含んだ微小水滴ができる。
- ・水を加熱したときに立ち上がる水蒸気中には、菌は存在していない。

レジオネラ症調査

医療機関からの通報

発生届の受理

レジオネラ調査票の作成依頼

感染症法に基づく疫学調査

感染源調査

→ 感染源有…施設調査・指導

疫学調査

感染原因・感染経路の特定

- 患者の状況
- 患者の過去2週間の行動
 - 旅行の有無(ツアーメンバー、旅行期間、旅行先、ホテル等の滞在施設の名称等)
 - 公衆浴場の利用の有無(名称、利用状況等)
 - 自宅の風呂(24時間風呂、気泡浴、シャワー等)
 - 池や湖での水泳やプールの利用
- 患者の日常活動
 - 職業(ビル・浴槽等の清掃、土木解体業等)
 - 自宅・職場(冷却塔、超音波加湿器、園芸(腐葉土)、循環式給湯施設、職場の入浴施設の利用等)
 - よく行く場所(買物、公園(噴水、人工滝、人工せせらぎ))

施設調査

感染源と疑われる施設の調査

- ・水系統の換水・清掃・洗浄頻度
- ・残留塩素濃度の測定及び測定頻度
- ・貯湯槽内の湯温
- ・エアロゾル発生装置の有無
- ・水質検査頻度(レジオネラ属菌を含む)
- ・生物膜の有無、生物膜除去頻度
- ・必要に応じ、浴槽水の行政検査を行う

入浴施設における患者発生時の対応(営業者)

営業者は、入浴施設の利用者からレジオネラ症患者又はその疑いのある者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに所轄の保健所へ連絡し、その指示に従うこと。

注意点

- 1.入浴施設の現状を保持すること。
- 2.浴槽の使用を中止すること。
- 3.独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。

II レジオネラ症発生事例

1. 埼玉県の事例
2. 広島県の事例
3. 福岡県の事例

入浴施設等におけるレジオネラ症感染事例

発生年月

平成14年7月

平成14年8月

平成21年10月

平成23年9月

平成24年11月

平成24年11月

平成26年1月

平成26年6月

平成26年9月

平成27年6月

平成27年6月

平成29年3月

令和元年7月

令和4年3月

令和5年7月

事例の概要

宮崎県内の温泉利用入浴施設で295人感染、7人死亡

鹿児島県内の温泉利用入浴施設で9人感染、1人死亡

岐阜県高山市内のホテルの温泉入浴施設で8人感染

神奈川県横浜市内のスポーツクラブの入浴施設で9人感染

埼玉県内の日帰り温泉施設で8人感染

山形県内の旅館業の入浴施設で3人感染

岡山県倉敷市内の老人保健施設の入浴施設で4人感染、1人死亡

埼玉県北本市内の入浴施設で3人感染、1人死亡

静岡県浜松市内の入浴施設で8人感染

岩手県盛岡市内の入浴施設で12人感染、2人死亡

神奈川県小田原市内の入浴施設で7人感染

広島県三原市内の入浴施設で58人感染、1人死亡

静岡県静岡市内の入浴施設で13人感染

兵庫県神戸市内の入浴施設で2人感染、1人死亡

宮城県大崎市内の病院の冷却塔が原因で21人感染2人死亡

1. 埼玉県の事例(平成24年11月)

入浴施設を原因とした集団感染事例

【概要】

レジオネラ症患者4名が、同一の日帰り温泉を利用していたことが判明し、入浴施設から採取した湯の一部から、基準値を上回るレジオネラ属菌が検出された。

その後、さらに4名の患者が報告された。

浴槽水から10～20CFU/100mlのレジオネラ属菌を検出。

行政措置(営業停止命令)

【指導内容】

営業者に対して、浴槽水の安全性が確認されるまでの間、営業自粛を要請するとともに、施設の清掃・消毒を指示し、再発防止に向けた対策を検討するよう指導

同施設は、営業を自粛。その後、公衆浴場法に基づく営業停止命令を行った(平成24年11月)
(その後、平成25年1月に廃止届が提出された。)

主な原因

- ①浴槽水の残留塩素濃度が確保されていなかつた。
- ②温泉水の消毒は、銀イオン及び陽イオン剤による消毒のみであった。
- ③貯湯槽の湯温が40°C前後であり、かつ、消毒は銀イオンによる消毒であった。

2. 広島県の事例(平成29年3月)

入浴施設を原因とした集団感染事例

概要

公衆浴場施設を利用した入浴客58名が肺炎等を発症し、1名が死亡した。

浴槽水等27検体のうち4検体からレジオネラ属菌が検出された。(110~82, 000cfu/100ml)

患者の喀痰から分離された菌株と浴槽水から分離された菌株の遺伝子パターンが一致したため、入浴施設が原因であると判断された。

行政対応

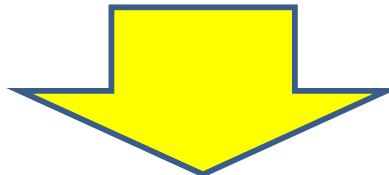
当該施設への立入調査、浴槽水等のレジオネラ属菌検査、文書指導



- レジオネラ属菌の不検出が確認されるまでの間、公衆浴場法に基づく入浴施設の営業停止命令(平成29年3月)
- 利用者の健康状況の把握
- レジオネラ症集団感染対策検討委員会の設置
(目的:感染原因の究明及び再発防止対策の検討)

原因

本件は、衛生管理上の要因、施設・設備上の要因、衛生管理体制上の要因が複合的に重なり合ったことにより発生したものと推定



推定原因(抜粋)

- ・衛生管理マニュアルが未作成
- ・衛生管理実施記録が不正確かつ不十分
- ・浴槽水の完全換水の頻度、浴槽及びオーバーフロー一回収槽の清掃・消毒が不十分
- ・ろ過循環配管及びジェット水流用循環配管の消毒が不十分
- ・浴槽水の塩素濃度管理が不十分
- ・配管洗浄が10年程度未実施

改善対策(平成29年5月～平成30年1月)

- ・6回改善報告書を提出
 - ・2時間ごと残留塩素濃度を測定し、管理記録等に記入
 - ・浴槽水を1週間に1回以上完全換水
 - ・ろ過器、循環配管及びオーバーフロー回収槽を1週間に1回以上、清掃、消毒し管理記録簿等に記入
 - ・全配管の配管洗浄及び消毒、その後3年に1回点検、清掃、消毒
- 
- ・営業停止命令の解除(平成30年2月)

営業再開後の取組

営業再開後1か月の状況(平成30年4月)

●水質検査

抜き打ち検査を2回実施。

→ 計12検体すべて不検出を確認

●立入検査

残留塩素濃度測定、浴槽・集毛器確認、記録簿確認など。

→ 検討委員会において、おおむね適切に管理されていると判断。

営業再開後の取組

営業再開後1か月から6か月の状況

●衛生管理状況

平成30年6月から10月までの間、抜き打ちで立入検査実施、都度、営業者において改善の取り組み

●レジオネラ属菌検査(営業者検査)

平成30年5月から9月までの間、検査で不検出を確認。

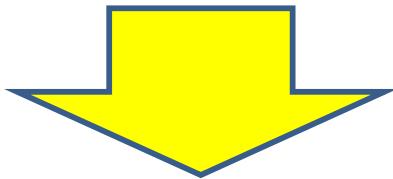
10月の検査でレジオネラ属菌検出(10CFU/100ml)

→10月の検討委員会にて、全浴槽系統の配管洗浄、全浴槽系統のレジオネラ属菌検査により、不検出が確認されれば営業者において営業再開の判断を行うことを確認。

営業再開後の取組

平成30年11月に営業者より改善報告書が提出される

→配管洗浄、浴槽清掃、水質検査(不検出)を
実施



12月に営業者から施設閉館について報道発表があり、廃止届が提出された。

3. 福岡県の事例(令和4年)

入浴施設からレジオネラ属菌の検出 行政への虚偽報告

概要

旅館の入浴施設を利用した客が体調不良を訴え、レジオネラ属菌が原因と判明した。

入浴施設との関連は不明だったものの、行政の検査で基準値の約2倍に相当する菌が検出された。

循環浴槽の完全換水を年2回しか実施していなかった。浴槽の残留塩素濃度が基準値を下回っていた。

旅館側は湯の交換頻度や塩素注入は適正だと説明し、その後の検査ではレジオネラは基準値以下であると報告した。

しかし、その後の県の再検査で基準値の最大3700倍の菌を検出し、行政への虚偽報告が発覚した。

行政対応

当該施設への立ち入り調査、浴槽水等のレジオネラ属菌検査、法に基づく報告徴収



- 虚偽の報告が認められたことから、当該施設を所轄する警察署に告発
- 衛生管理マニュアルの整備を指導し、内容が適正であることを確認
- 抜き打ち検査を隨時実施し、本マニュアルに基づく衛生管理が適正に行われていることを確認

III 令和5年度以降の監視結果1

- ・浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度が0.4mg/L以上に保たれていなかった
- ・浴槽の湯のに含まれる遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つようようにして消毒すること
(条例第4条第6項)

浴槽の湯の遊離残留塩素濃度について

- ・令和2年に条例が改正され遊離残留塩素濃度が0.2mg/L以上から0.4mg/L以上に変更された
- ・ろ過器直前のモニターではなく浴槽の湯で測定すること
- ・記録は鉛筆ではなくボールペン等を用いること

Ⅲ 令和5年度以降の監視結果2

- ・循環配管内部の毎週1回以上の消毒が実施されていなかった
- ・浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は毎週一回以上消毒すること（条例第七の四）

高濃度塩素消毒法について

- ・浴槽内に塩素系消毒薬を投入し、ろ過器を運転させながら、遊離残留塩素濃度10～50mg/L程度に調整する
- ・遊離残留塩素濃度の調整は、循環配管・浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況を考慮し、配管の材質の腐食が憂慮される場合は5～10mg/L程度に抑える

高濃度塩素消毒法について

- ろ過器の内部のろ材と循環配管の内部は毎週1回以上、高濃度塩素の入った浴槽水を、数時間程度、循環させて消毒を行い、生物膜の形成を防止する

塩素系消毒薬の投入量の算出方法

- ・ 総湯量10m³の浴槽の浴槽水を、遊離残留塩素濃度5mg/L程度に調整するのに必要な塩素系消毒薬の投入量の計算式

$$5\text{mg/L} \times 10\text{m}^3 = 5\text{g/m}^3 = 50\text{g}$$

⇒必要な有効塩素量

$$50\text{g} \times 100/12 \div 1.1 = \text{約}380\text{mL}$$

次亜塩素酸ナトリウム
(有効塩素濃度12%)

- ・ 高濃度の遊離残留塩素(5mg/L以上)の測定には、高濃度用の試験紙を用いると簡単

III 令和5年度以降の監視結果3

- ・毎年1回程度の循環配管内の生物膜の状況の点検及び生物膜の除去が行われていなかつた
- ・毎1回程度は、循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと（公衆浴場及び旅館業におけるレジオネラ防止対策に係る維持管理要領第3の2(2)ウ）

生物膜の点検及び除去

- ・年1回程度は、次の管理を行うこと
- ①循環配管内部の生物膜の状況を、ファイバースコープ等を用いて点検すること
 - ②ろ過器や循環配管など内部の生物膜を、薬剤による化学的殺菌洗浄を行い除去すること

生物膜の除去及び点検

- ・生物膜が厚く繁殖し、汚れが激しいときは過酸化水素(2~3%)、二酸化塩素を使用する
 - ・生物膜の除去は、洗浄廃液の処理など専門的な知識が必要で、危険を伴うことから、専門業者に委託して実施するとよい
- ⇒・作業中は、換気に注意すること
- ・洗浄廃液は、適切に処理すること
 - ・作業後は浴槽水中に薬剤が残留しないように十分水洗いすること

IV 入浴設備における衛生管理の方法

- ・ 最近の入浴施設では、浴槽の湯を澄明に保ち、湯の節約のために、ろ過器による循環方式をとり、さらに、浴槽の湯の再利用のためのタンクを設けているところもある。
- ・ 浴室内に、露天風呂、気泡発生装置、打たせ湯などの設備が付帯されるようになってきた。
- ・ 浴槽の湯にレジオネラ属菌が繁殖してしまうと、エアロゾルを介して、入浴者がレジオネラ属菌を吸い込み、レジオネラ症に感染する危険性が指摘されている。



砂ろ過器



塩素注入機



集毛器

入浴施設がなぜレジオネラ症の感染源となるのか

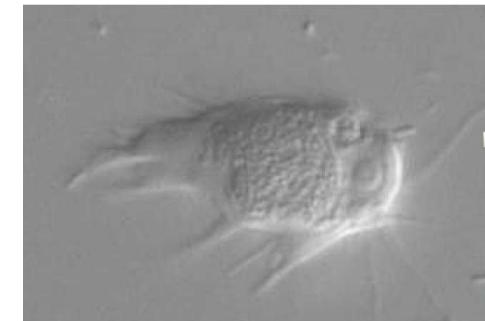
循環ろ過装置等を設けて浴槽水を循環させている浴槽では、ろ過器や配管等に**生物膜**が形成される。生物膜には、細菌やレジオネラ属菌が寄生するアメーバなどの微生物が生息しており、レジオネラ属菌がその中に取り込まれると、容易に繁殖し浴槽水を汚染することとなる。



セラミックス製ボールのろ材



洗浄・消毒前の汚れたろ材



アメーバの中で増殖するレジオネラ属菌

生物膜(バイオフィルム)内で、なぜレジオネラ属菌は繁殖するのか？

- ・バイオフィルムの内部に生息する微生物は、消毒剤をはじめ、外界からの不利な要因から保護されていると考えられる。
- ・バイオフィルムは、細菌、真菌、原生生物等を含む微生物の温床となり、レジオネラ属菌の増殖の場となる。

レジオネラ属菌はアメーバに寄生するとどうなるのか？

- ・レジオネラ属菌は、細菌捕食性の原生動物（アメーバなど）の食胞内に取り込まれても、消化・殺菌に抵抗する機構を備えているので、それらの中で殺菌されず、むしろ増殖し（細胞内増殖性菌）、やがて細胞を破壊して外界に遊出し、新しい宿主に入る。
- ・アメーバの栄養体と囊子の内部に寄生したレジオネラ属菌は外界から保護されている。

(第5版レジオネラ症防止指針より)

入浴施設におけるレジオネラ防止対策

1. 日常の適切な清掃・消毒
2. 管理記録
3. 浴槽水の検査
4. レジオネラ症発生リスクを低減化するための対策
5. まとめ

1. 日常の適切な清掃・消毒①

毎日の管理

- 浴槽の湯は、常に満杯に保ち、適切に消毒を行う。
- 浴槽水は塩素系薬剤を用いて消毒し、**残留塩素濃度**0.4mg/L以上（最大で1.0mg/Lを超えないように努める）を維持する。
- 滅菌器の点検・管理を行う。
- 貯湯槽の湯は、適切に温度(**60°C以上**)管理又は消毒を行う。
- 集毛器の内部を清掃する。

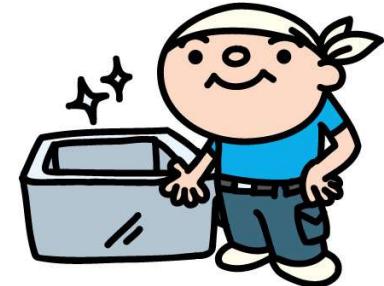


1. 日常の適切な清掃・消毒②

毎週(週1回以上)の管理

- ろ過器は、洗浄(逆洗)して汚れを排出し、消毒を適切に行う。
- 浴槽・オーバーフロー回収槽・循環配管・集毛器・水位計配管などの内部は適切に洗浄・消毒を行い、生物膜の形成を防止する。
- 浴槽の湯及びオーバーフロー回収槽の換水を行う。
→合わせて浴槽、回収槽、循環配管、水位計配管及び連通管の洗浄・消毒を行うと良い。

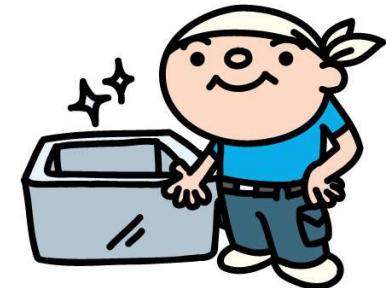
1. 日常の適切な清掃・消毒③



定期的な管理(1)

- 浴槽の湯の水質検査を、定期的に行う。
- 毎年1回程度は、ろ過器や循環配管などの内部の生物膜の状況を点検し、生物膜の除去を行う。
- 貯湯槽及び回収槽の内部の生物膜の状況を点検し、必要に応じ又は定期的に、清掃及び消毒を行い生物膜を除去する。また、必要に応じて、回収槽の湯の消毒を行う。

1. 日常の適切な清掃・消毒④



定期的な管理(2)

- 調節箱などの設備は、適宜、清掃及び消毒を行い生物膜を除去する。
- シャワーHEAD等は、定期的に点検、分解、清掃及び消毒を行う。
- 浴場排水熱回収用温水器(熱交換器)の給水管は、常に正圧にするとともに、ピンホールができるないか定期的に検査を行う。
- オーバーフロー回収槽のレジオネラ属菌検査を3か月ごとに行うことが望ましい。

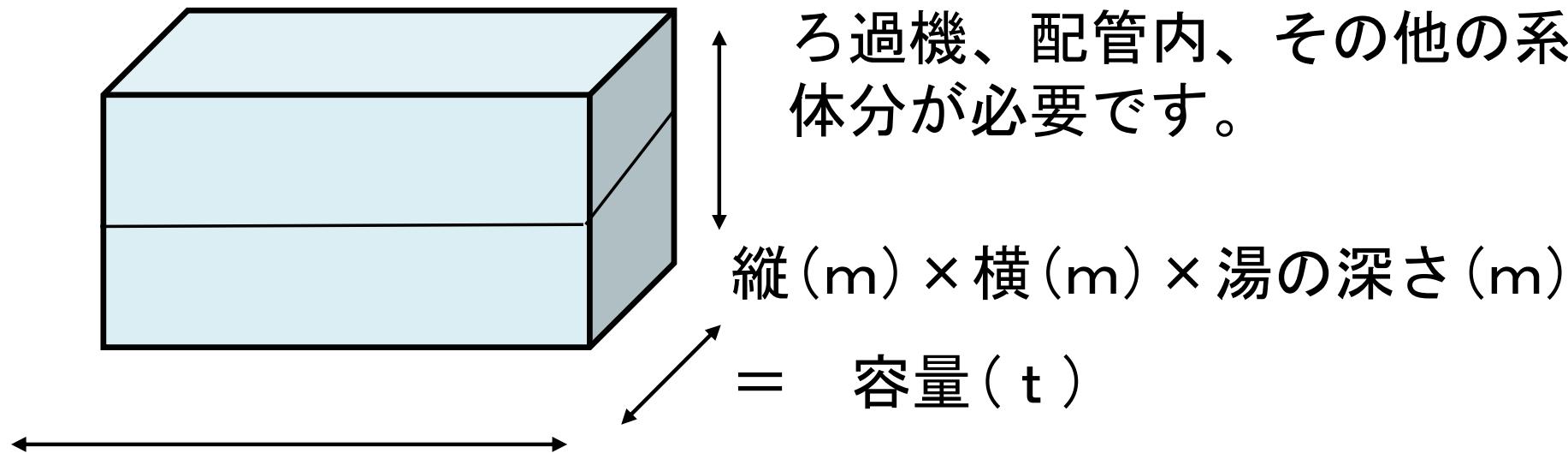
1. 日常の適切な清掃・消毒⑤

その他の管理

- 浴室内の入浴者が直接接触する場所(床、壁など)は、常に清潔に保ち、毎日清掃するとともに、毎月1回以上、消毒を行う。
- 浴室及び脱衣室は、換気を十分に行う。



浴槽の容量の計算方法



次亜塩素酸ナトリウム液(12%)の投入量

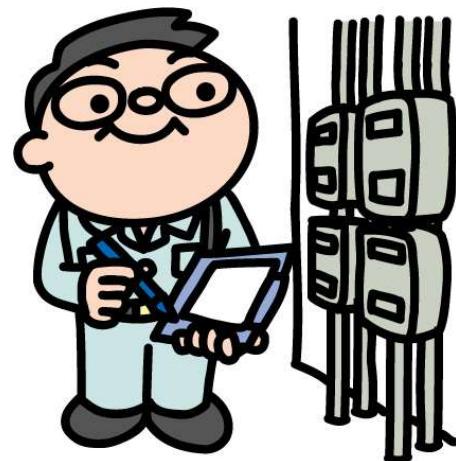
1 t の水量に対して、0.4mg/L程度に調整する場合は、次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素濃度12%)を約3mL投入します。

$$0.4\text{mg/L} \times 1,000\text{L} \times 100/12 \div 1.1 \text{ (比重)} = \text{約}3\text{mL}$$

湯量10 t では、約30mLの次亜塩素酸ナトリウムを投入します。

2. 管理記録

- ・施設ごとに専任の衛生管理責任者を置く。
- ・施設の維持管理に関する記録を作成し、
3年間保管する。



3. 浴槽水の検査① (浴槽水の水質基準)

濁度	5度以下
ア 全有機炭素(TOC)の量 又は イ 過マンガン酸カリウム消費量	ア 8mg/L以下 イ 25mg/L以下
大腸菌*	1個/mL以下
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100mL未満)

*令和6年12月18日の公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正により
「大腸菌群」から「大腸菌」に変更となり、併せて検査方法も変更となりました。

3. 浴槽水の検査② (浴槽水の検査回数)

ろ過器を使用していない浴槽の湯	毎年1回以上
毎日完全に換水している浴槽の湯 (ただし、ろ過器を使用している場合)	毎年1回以上 (毎年2回以上)
連日使用している浴槽の湯 (ただし、浴槽の湯の消毒が塩素系薬剤を用いる方法でない場合)	毎年2回以上 (毎年4回以上)

4. レジオネラ症発生リスクを 低減化するための対策

レジオネラ防止対策としては、「浴槽の湯からレジオネラ属菌が検出されない」ように適切に管理するとともに、**レジオネラ症発生リスクが出来るだけ少ない設備とする**ことが必要である。

また、入浴者に対し、**浴槽内にできるだけ汚れを持ち込まない**ように注意を呼びかけることも必要である。

- (1) 構造設備の改良
- (2) その他の管理



(1)構造設備の改良

①エアロゾルの発生を抑える対策

打たせ湯、シャワー及びミストシャワーには循環している浴槽水を使用しない構造とする。

打たせ湯、シャワー、ミストサウナなどでは、エアロゾルが発生するとともに、水滴が口や目にも入り込むことから、レジオネラ症発生リスクの高い設備といえる。

レジオネラ症発生リスクを低減するために、「循環している浴槽水」を使用せず、「新しい湯」を使用するようとする。



(1)構造設備の改良

①エアロゾルの発生を抑える対策

- ・連日使用している浴槽には、気泡発生装置などを設置しないようにする。
- ・循環してろ過された湯は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とする。



(1)構造設備の改良

②レジオネラ属菌の侵入を抑える対策

- ・屋内の浴槽と屋外の浴槽(露天風呂)の間は、配管等を通じて、屋外の浴槽の湯が屋内の浴槽の湯と混じることがない構造とする。
- ・気泡発生装置などを設置する場合は、空気取入口から土ぼこりが入らない構造とする。

(1)構造設備の改良

③適切なろ過装置の設置

- ろ過器は、適切な能力を有し、洗浄などの方法でろ過器内部のごみ、汚泥などを排出する機能を有するものとする。また、ろ過器の前に集毛器を設ける。
- 浴槽の湯の消毒に用いる塩素系消毒薬の注入口又は投入口は、浴槽の湯がろ過器内に入る直前に設置する。
- 浴槽における原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とする。

(1)構造設備の改良

④適切な貯湯槽・回収槽の設置

- ・貯湯槽には、湯の温度を適切に保持できる加温装置(60°C以上)か、湯の消毒が行える設備を設ける。
- ・回収槽の湯を浴用に再利用しない構造とする。ただし、これにより難い場合は、回収槽の湯の消毒が行える設備を設ける。

(2) その他の管理

生物膜の点検・除去①

レジオネラ属菌を制御するためには、単に浴槽水を塩素系消毒薬で消毒すればいいというわけではなく、**常に**レジオネラ属菌の繁殖の温床となっているろ過器や循環配管内部の**生物膜を防止し**、形成が認められたならば、直ちに**除去**を行うなどの対策を行う必要がある。

(2) その他の管理

生物膜の点検・除去②

毎年1回程度は、ろ過器や循環配管などの内部の生物膜を点検し生物膜の除去を行う。

年に1回程度は、次の管理を行います

- 循環配管内部の生物膜の状況を、ファイバースコープ等を用いて点検する。
- ろ過器や循環配管などの内部の生物膜を薬剤による化学的殺菌洗浄を行い除去する。

(2) その他の管理 生物膜の点検、除去③

配管内ファイバー画像



継ぎ手ライニング材の上に
黄褐色のバイオフィルム状
の汚れ付着が確認できます。

脂肪分塊と思われる汚れや
バイオフィルム状の汚れが
確認できます。



(2) その他の管理 生物膜の点検、除去④ 使用する薬剤の例

《汚れが軽微なとき》



次亜塩素酸ナトリウムなどの塩素系消毒薬
(遊離残留塩素濃度10~50mg/L程度)

《生物膜が厚く繁殖し汚れが激しいとき》

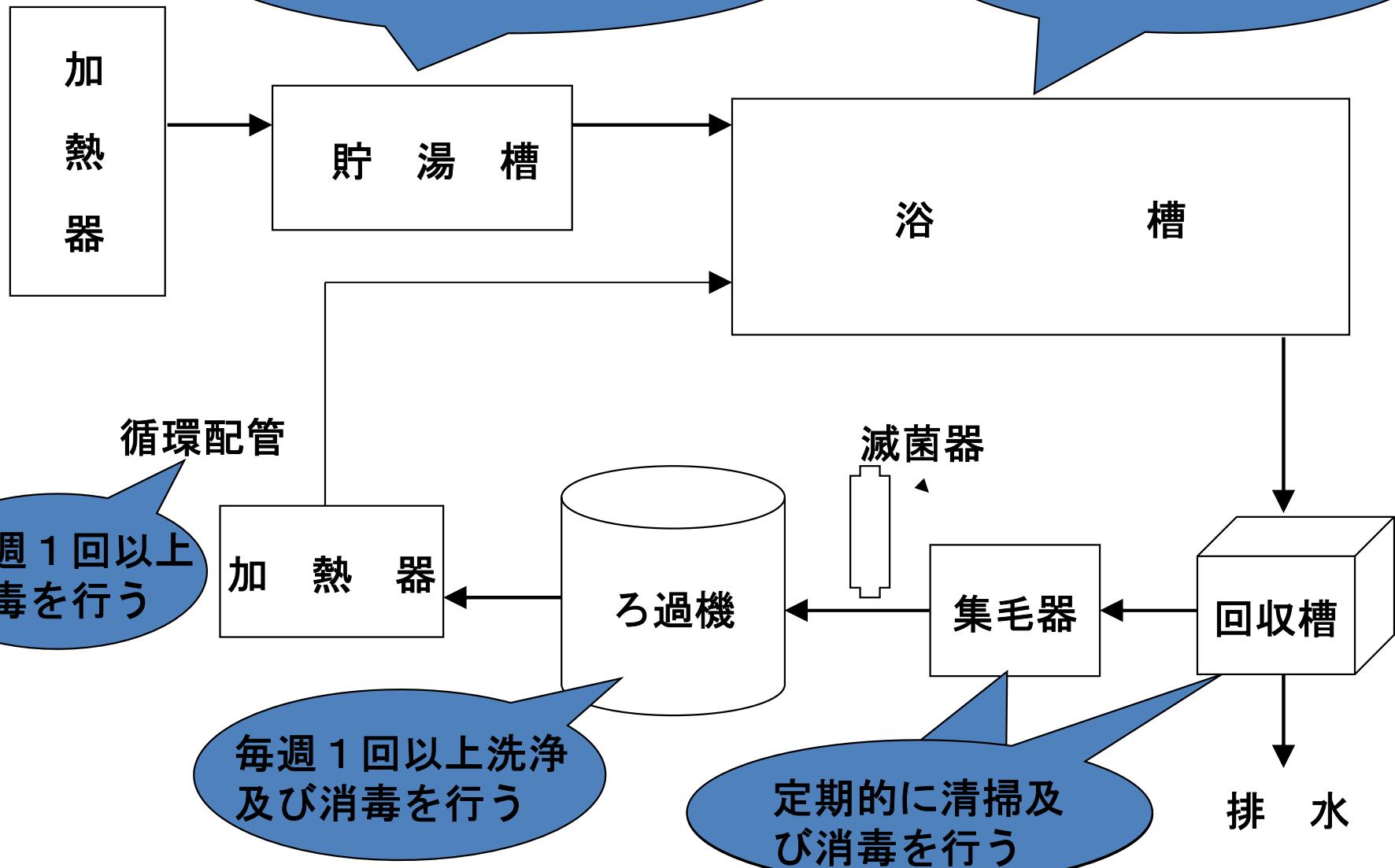


過酸化水素(最終濃度2~3%)
二酸化塩素など

5. まとめ

貯湯槽の湯は60度以上に保つ又は消毒する

遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つよう消毒する



異性の従業員による 清掃・点検を目的とした浴室等の立入について

- 公衆浴場や旅館業施設に係る問合せ
「男性の浴室等に女性従業員が立入することは問題ないのか？」
- 保健所の見解
「公衆浴場法、旅館業法及び各条例等の法令や衛生管理要領に定める基準に違反していないことから行政指導の対象とはならない。」
 - 清掃・点検を目的とした異性の従業員の浴室等への立入は、各法令等の風紀に関する規定に抵触しない。
 - その他法令や衛生管理要領においても性別に応じた従業員の配置や運営に関する規定はない。

異性の従業員による 清掃・点検を目的とした浴室等の立入について

- 「浴場の振興指針」(令和2年3月5日付け厚生労働省告示第53号)
「旅館業の振興指針」(令和2年3月5日付け厚生労働省告示第52号)
 - 「浴場業(旅館業)の振興の目標を達成するために必要な事項」
⇒営業者に期待される具体的な取組事項を挙げている。
⇒「利用者のニーズやライフスタイルの変化等に対応した施設作り」
- 指針に基づき利用者からの要望や意見等に配慮した対応を検討してください。
 - 「同性の従業員による浴室等への立入に努める」など

異性の従業員による 清掃・点検を目的とした浴室等の立入について

・当浴場では、浴室の清掃のため女性従業員が男性浴室・脱衣室にも出入りします。望まないお客様には、極力出入りを配慮しますので事前にご利用時間を受け付にてお伝えください(緊急を要する際の出入りは、御理解いただきますようお願いします)などの表示

⇒それぞれの経営実態、事情を踏まえた可能な限りの対応で差し支えありません。

V 公衆浴場法及び旅館業法の 一部改正について

営業者が保健所に届出又は申請が必要な場合

- ・ 変更があったとき
　〈営業者の住所・氏名、構造設備など〉
- ・ 営業者の地位を承継するとき
- ・ 営業を停止又は廃止したとき

変更があったとき

- ・ 営業許可申請書等の記載事項(営業者の住所・氏名、構造設備等)に変更が生じたときは、「記載事項変更届」を、10日以内に保健所に提出してください。(公衆浴場・旅館業等)
- ・ 公衆浴場の管理者を変更したときは、遅滞なく保健所に届出ください。(公衆浴場のみ)

施設の構造設備を変更する時は、
事前に保健所に相談してください!!

営業者の地位の承継に関する法改正

令和5年12月13日施行の法改正(※)により、
営業者の地位の承継の区分が追加されました

改正前

- 相続
- 合併(法人のみ)
- 分割(法人のみ)

改正後

- 相続
- 合併(法人のみ)
- 分割(法人のみ)
- 事業譲渡 ←New!

法改正により、「事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継すること」が可能となった

※「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)」による関係法の改正

営業者の地位の承継に関する法改正

承継に係る申請・届出の時期・必要な書類について

【旅館業法】営業承継承認申請(手数料:有)

- ・ 事業譲渡の前に申請を行う必要がある
- ・ (添付書類) 旅館業の譲渡を証する書類、譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

【公衆浴場法】営業承継届(手数料:無)

- ・ 事業譲渡した後、遅滞なく、届出を行う必要がある
- ・ (添付書類) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類、届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

事業譲渡の予定が判明した時点で、
あらかじめ、保健所にご相談ください

ホームページアドレス(愛知県>保健医療局生活衛生課>公衆浴場に関する申請・届出等)

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000072959.html>

変更

公衆浴場営業許可申請書や構造設備概要に記載した事項に変更が生じた場合は、その日から10日以内に届出をしてください。

詳しくは、[保健所](#)まで問合せください。

公衆浴場の変更届

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

-  [公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届 <様式第6> \[Wordファイル／18KB\]](#)

停止・廃止

営業を停止したとき、または営業を廃止したときは、その日から10日以内に届出をしてください。

詳しくは、[保健所](#)まで問合せください。

公衆浴場営業停止届

-  [公衆浴場営業停止届 <様式第7> \[Wordファイル／24KB\]](#)

公衆浴場営業廃止届

-  [公衆浴場営業廃止届 <様式第8> \[Wordファイル／21KB\]](#)

公衆浴場の廃止届

ホームページアドレス(愛知県>保健医療局生活衛生課>旅館業に関する申請・届出等)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000072958.html>

変更

旅館業営業許可申請書や構造設備概要に記載した事項に変更が生じた場合は、その日から10日以内に届出をしてください。

詳しくは、[保健所](#)まで問合せください。

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届

旅館業の変更届

-  [旅館業営業許可申請書等記載事項変更届<様式第5> \[Wordファイル／18KB\]](#)

停止・廃止

営業を停止したとき、または営業を廃止したときは、その日から10日以内に届出をしてください。

詳しくは、[保健所](#)まで問合せください。

旅館業営業停止届

旅館業の廃止届

-  [旅館業営業停止届<様式第6> \[Wordファイル／21KB\]](#)

旅館業営業廃止届

-  [旅館業営業廃止届<様式第7> \[Wordファイル／17KB\]](#)

VI 受講後アンケートの回答について

以下のいずれかの方法で、受講後アンケートを回答してください。

- ・ 通知文のQRコードをスマートフォンのカメラ等で読み込み、入力して送信
- ・ 春日井保健所のホームページに掲載されているURLから入力し送信

ご清聴ありがとうございました

＜参考＞

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成10年法律第114号)
- ・ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)
- ・ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)
- ・ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例
(昭和47年愛知県条例第7号)
- ・ 公衆浴場及び旅館業におけるレジオネラ防止対策に係る維持管理要領
(平成15年3月25日愛知県健康福祉部長通知、令和2年7月1日一部改正)
- ・ レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
(平成15年厚生労働省告示第264号、平成30年8月3日厚生労働省告示第297号により一部改正)
- ・ 旅館業法(昭和23年法律第138号)
- ・ 厚生労働省ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/>)

＜参考＞

- ・ レジオネラ症防止指針第5版(公益社団法人日本建築衛生管理教育センター 発行)
- ・ レジオネラ感染症ハンドブック(日本赤十字社長崎原爆諫早病院長 斎藤厚 編集)
- ・ 東京都感染症マニュアル2018(東京都新たな感染症対策委員会 監修)
- ・ 入浴施設におけるレジオネラ防止対策(愛知県)
- ・ 入浴施設の衛生管理の手引き(厚生労働省)